

議案第 4 6 号

杉並区特別区税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 6 月 2 日

提出者 杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区特別区税条例の一部を改正する条例

杉並区特別区税条例（昭和 3 9 年杉並区条例第 4 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 8 条中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第 2 4 条第 1 項ただし書中「若しくは法第 3 1 4 条の 2 第 4 項」を「、法第 3 1 4 条の 2 第 4 項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第 1 項第 1 2 号に規定する特定親族をいう。第 2 5 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 2 5 条の 3 第 1 項において同じ。）（前年の合計所得金額が 8 5 万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加える。

第 2 5 条の 2 第 1 項第 3 号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第 2 5 条の 3 第 1 項中「者に限る。）」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が 8 5 万円以下であるものに限る。）」を加え、同項第 3 号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

附則第 2 条の 2 の 2 を削る。

附則第 6 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

（加熱式たばこに係る特別区たばこ税の課税標準の特例）

第 6 条の 2 の 2 令和 8 年 4 月 1 日以後に第 4 8 条の 2 第 1 項の売渡し又は同条第 2 項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第 4 8 条第 1 号オに掲げる加熱式たばこをいい、第 4 9 条の 2 の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第 5 0 条第 1 項の製造たばこの本数は、同条第 3 項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙

巻たばこ（第48条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

（1） 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによつて喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもつて紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもつて紙巻たばこの1本に換算する方法

（2） 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもつて紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもつて紙巻たばこの20本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第49条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

（1） 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

（2） 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第49条の2の規定により製造たば

ことみなされるものを除く。)と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ(同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。)であつて当該加熱式たばこのみの品目のもの

附 則

第1条 この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第6条の2の次に1条を加える改正規定及び附則第3条の規定 令和8年4月1日

(2) 附則第2条の2の2を削る改正規定 公益信託に関する法律(令和6年法律第30号)の施行の日の属する年の翌年の1月1日

第2条 改正後の杉並区特別区税条例(以下「新条例」という。)第18条及び第24条第1項の規定は、令和8年度以後の年度分の特別区民税(以下「区民税」という。)について適用し、令和7年度分までの区民税については、なお従前の例による。

2 令和8年度分の区民税に係る申告書の提出に係る新条例第24条第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第25条の2第1項第3号及び第25条の3第1項において同じ。)(前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)に係るものを除く。)」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

3 新条例第25条の2第1項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に支払を受けるべき新条例第24条第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第25条の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき改正前の杉並区特別区税条例(以下この条において「旧条例」という。)第24条第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第25条の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。

4 新条例第25条の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法(昭和40年法律第33号)第203条の6第1項に規定する公的年金等(同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年

金等」という。)について提出する新条例第25条の3第1項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第25条の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

第3条 次項に定めるものを除き、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第6条の2の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る特別区たばこ税については、なお従前の例による。

2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、杉並区特別区税条例第48条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第50条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第6条の2の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 杉並区特別区税条例第50条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第6条の2の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

(2) 新条例附則第6条の2の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

(提案理由)

特定親族特別控除を創設する等の必要がある。

杉並区特別区税条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
(所得控除) 第18条 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、<u>扶養控除額又は特定親族特別控除額</u>を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。 (区民税の申告) 第24条 第10条第1号に掲げる者は、3月15日までに、規則で定める申告書を区長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告	(所得控除) 第18条 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額 ___を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。 (区民税の申告) 第24条 第10条第1号に掲げる者は、3月15日までに、規則で定める申告書を区長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告

医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第20条の2の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。）及び第11条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

2～8 略

（区民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）

第25条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で区内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経

医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第20条の2の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。）及び第11条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

2～8 略

（区民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）

第25条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で区内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経

由して、区長に提出しなければならない。

(1)及び(2) 略

(3) 扶養親族又は特定親族の氏名

(4) 略

2～6 略

(区民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第25条の3 所得税法第203条の6

第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第37条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者

由して、区長に提出しなければならない。

(1)及び(2) 略

(3) 扶養親族_____の氏名

(4) 略

2～6 略

(区民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第25条の3 所得税法第203条の6

第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第37条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。）_____

であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者
(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で区内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、区長に提出しなければならない。

(1)及び(2) 略

(3) 扶養親族又は特定親族の氏名

(4) 略

2～5 略

附 則

_____を有する者
(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で区内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、区長に提出しなければならない。

(1)及び(2) 略

(3) 扶養親族_____の氏名

(4) 略

2～5 略

附 則

(公益法人等に係る区民税の課税の特例)

第2条の2の2 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段(同条第6項から第10項まで及び第11項(同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。))の規定によりみなして適用する場合を含む。))の規定の適用を受けた同条第3項に規定する公益法人等(同条第6項

から第 11 項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。) を同条第 3 項に規定する贈与又は遺贈を行つた個人とみなして、令附則第 3 条の 2 の 3 で定めるところにより、これに同項に規定する財産(同法第 40 条第 6 項から第 11 項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。) に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る区民税の所得割を課する。

(加熱式たばこに係る特別区たばこ税の課税標準の特例)

第 6 条の 2 の 2 令和 8 年 4 月 1 日以後
に第 48 条の 2 第 1 項の売渡し又は同
条第 2 項の売渡し若しくは消費等(次
項において「売渡し等」という。) が
行われた加熱式たばこ(第 48 条第 1
号オに掲げる加熱式たばこをいい、第
49 条の 2 の規定により製造たばこと
みなされるものを含む。以下この条に
において同じ。) に係る第 50 条第 1 項
の製造たばこの本数は、同条第 3 項の
規定にかかわらず、当分の間、次の各
号に掲げる区分に応じ、当該各号に定
める方法により換算した紙巻たばこ
(第 48 条第 1 号アに掲げる紙巻たば
こをいう。以下この項及び次項におい

て同じ。)の本数によるものとする。

(1) 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによつて喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもつて紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもつて紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもつて紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品

目ごとの１個をもつて紙巻たばこの

２０本に換算する方法

２ 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第１号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第２号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

３ 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量に０．１グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

４ 第１項第２号に掲げる加熱式たばこ（第４９条の２の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

（１） 第１項第１号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるものの

（２） 第１項第２号に掲げる加熱式たばこ（第４９条の２の規定により製

造たばことみなされるものを除
く。)と併せて喫煙の用に供される
加熱式たばこ(同条の規定により製
造たばことみなされるものに限
る。)であつて当該加熱式たばこの
みの品目のもの

杉並区特別区税条例の主な改正点

税目	改正内容	施行日	適用関係
特別区民税	1 特定親族特別控除の創設等 所得割の納税義務者が、特定親族※を有する場合には、特定親族特別控除として、その者の前年の総所得金額等から、当該特定親族の前年の合計所得金額に応じた控除額を控除すること等とする。 ※ 所得割の納税義務者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族（配偶者を除く。）等のうち、前年の合計所得金額が58万円を超え123万円以下であるもの （区税条例第18条、第24条、第25条の2及び第25条の3・地方税法第314条の2、第317条の2、第317条の3の2及び第317条の3の3）	令和8年 1月1日	令和8年度以後の年度分の区民税に適用
特別区たばこ税	2 加熱式たばこに係る特別区たばこ税の課税標準の特例の創設 加熱式たばこは、紙巻たばこよりも税負担水準が低く課税の公平性を欠いている状況を踏まえ、加熱式たばこの重量と価格によって紙巻たばこの本数に換算している課税方式について、重量のみで換算する※方式に見直すほか、一定の重量以下のものは1本をもって紙巻たばこ1本に換算すること等とする。 ※ 令和8年4月1日から同年9月30日までの間は、改正前の課税方式により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した本数と、改正後の課税方式により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した本数との合計数によるものとする。 （区税条例附則第6条の2の2及び改正条例附則第3条・地方税法附則第30条の3及び改正法附則第11条）	令和8年 4月1日	—